

## 藤田医科大学医科学情報ネットワーク規程負担金に関する細則

平成31年規程第23号

施行 平成31年4月1日

改正 令和4年4月1日

### (目的)

第1条 この細則は、藤田医科大学医科学情報ネットワーク規程（平成6年規程第1号。以下、規程という）第9条第2項に基づき、負担金並びに消費税及び地方消費税（以下、負担金等という）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 規程において定義し、この細則において別段の定義をしていない用語については、規程において定めた定義により、この細則においても適用するものとする。

2. この細則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「会計年度」とは、学校法人藤田学園の会計年度をいう。

(2) 「起算月」とは、負担金等の支払い対象として起算する月をいい、具体的には、次の各号に掲げる月を意味する。

ア. 当該会計年度の前に加入を承認された者（以下、加入者（更新）という）の場合、会計年度初日の属する月

イ. 当該会計年度に加入を承認された者（以下、加入者（新規）という）の場合、加入の承認された日の属する月

ウ. 第5条の定めにより負担金等を免除された者が当該免除の要件を満たさなくなった者（以下、加入者（免除取消））となった場合は、要件を満たさなくなった日の属する月の翌月

(3) 「請求日」とは、委員会が負担金等を請求する日をいい、具体的には、次の各号に掲げる日を意味する。

ア. 加入者（更新）、4月1日から5月20日までの間に加入を承認された加入者（新規）及び4月中に免除を取り消された加入者（免除取消）の場合、6月の第1開業日

イ. 毎月1日から20日までの間に加入を承認された加入者（新規）（前ア号に該当する加入者（新規）を除く）の場合、加入を承認された日の属する月の翌月の第1開業日

ウ. 前ア号及び前イ号に掲げる加入者以外の、加入者（新規）及び加入者（免除取消）の場合、加入者（新規）にあっては加入を承認された日、加入者（免除取消）にあっては免除を取り消された日の属する月の翌々月の第1開業日

### (負担金等)

第3条 委員会は、加入者に対し、加入者に割り当てられるアカウント毎に本ネットワークの利用に係る負担金（以下、負担金という）及び負担金に付加される消費税等（以下、消費税等という）を請求するものとする。

2. 負担金は、起算月から年度末までの利用に対し、次の計算式により算定する。  
起算月から年度末までの月数 × 500円（消費税等含まず）
3. 加入者は、負担金等を、一括して支払わなければならない。
4. 本学園は、負担金等の支払いの後、脱退、除名又は負担金免除となった場合において、本ネットワークを利用できる期間が残存するときも返金及び損害賠償の義務を負わない。

（消費税等の取扱い）

第4条 消費税等は、当該消費税等の支払い時点に適用される税率により算定する。

（負担金の免除）

第5条 第3条の定めにかかわらず、次の各号に掲げるアカウントに該当するときは、負担金を免除する。

- (1) 規程第5条第2項第1号に掲げる加入者のうち、別紙に定める地位又は身分に該当する加入者に割り当てる1アカウント
- (2) 規程第5条第2項第2号に掲げる加入者のうち、別紙に定める地位又は身分に該当する加入者に割り当てる1アカウント
- (3) 規程第5条第2項第3号に掲げる加入者のうち、別紙に定める地位又は身分に該当する加入者に割り当てる1アカウント
- (4) 規程第5条第2項第4号に掲げる加入者のうち、別紙に定める地位又は身分に該当する加入者に割り当てる1アカウント
- (5) 藤田医科大学医科学情報ネットワーク規程アカウントに関する内規第3条第1号に掲げるアカウント
- (6) 留学生かつ学部又は学校から利用期間を定めて申請がなされ、委員長が承認した者に割り当てるアカウント
- (7) その他委員会が特別に認めた者に割り当てるアカウント

（負担金等の支払方法）

第6条 負担金等の支払方法は、委員会の定める方法による。

2. 支払いに要する費用は、加入者の負担とする。

（改正）

第7条 この細則の改正は、常務会の決議による。

附則

1. この細則は、平成31年4月1日から施行する。
2. 令和3年5月1日一部改正
3. 令和4年4月1日一部改正

## 別紙

1. 第5条第1項第1号において、別紙に定めるとした地位又は身分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校法人藤田学園就業規則（昭和41年規程第1号）の適用を受ける教職員
- (2) 学校法人藤田学園パートタイマー就業規則（昭和48年規程第5号）の適用を受ける職員
- (3) 学校法人藤田学園嘱託職員規程（平成2年規程第2号）の適用を受ける教職員
- (4) 学校法人藤田学園職員再雇用規程（平成18年規程第1号）の適用を受ける教職員
- (5) 藤田医科大学特任教員規程（平成25年規程第5号）に基づく特任教員
- (6) 藤田医科大学特命教員規程（平成31年規程第5号）に基づく特命教員及び附則第3項ただし書に基づき、なお従前の例によることとされている病院特定教員
- (7) 藤田医科大学病院病院教員に関する規程（平成30年規程第24号）に基づく病院教員
- (8) 藤田医科大学ばんだね病院病院教員に関する規程（令和2年規程第3号）に基づく病院教員
- (9) 藤田医科大学七栗記念病院における病院教員に関する規程（平成30年規程第26号）に基づく病院教員
- (10) 藤田医科大学岡崎医療センター病院教員に関する規程（令和2年規程第4号）に基づく病院教員
- (11) 藤田医科大学病院病院客員教員に関する規程（平成27年規程第20号）に基づく客員病院教員
- (12) 藤田医科大学顧問教員に関する規程（平成28年規程第13号）に基づく顧問教員
- (13) 藤田医科大学医学部アドバイザー規程（平成28年規程第6号）に基づく医学部アドバイザー
- (14) 藤田医科大学栄誉教授に関する規程（平成27年規程第28号）に基づく栄誉教授
- (15) 藤田医科大学ポスト・ドクターに関する規程（平成12年規程第8号）に基づくポスト・ドクター
- (16) 藤田医科大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程（平成13年規程第1号）に基づくティーチング・アシスタント
- (17) 藤田医科大学リサーチ・アシスタントに関する規程（平成15年規程第2号）に基づくリサーチ・アシスタント
- (18) 藤田医科大学任期付研究員に関する規程（平成29年規程第5号）に基づく任期付研究員
- (19) その他委員会にて承認した地位又は身分

2. 第5条第1項第2号において、別紙に定めるとした地位又は身分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 藤田医科大学に在籍する学生
- (2) 藤田医科大学大学院に在籍する大学院生

- (3) 藤田医科大学学則（昭和51年規程第1号）に基づく委託生、聴講生、科目等履修生、外国人特別生
- (4) 藤田医科大学大学院学則（昭和53年規程第1号）に基づく外国人学生、科目等履修生
- (5) 藤田医科大学大学院医学研究科学位論文指導生に関する規程（平成30年規程第5号）に基づく論文指導生
- (6) その他委員会にて承認した地位又は身分

3. 第5条第1項第3号において、別紙に定めるとした地位又は身分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 藤田医科大学名誉教授の称号の授与に関する規程（平成10年規程第4号）に基づく名誉教授
- (2) 藤田医科大学客員教員に関する規程（昭和55年規程第2号）に基づく客員教員のうち、職員番号を割り当てられている者

4. 第5条第1項第4号において、別紙に定めるとした地位又は身分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 藤田医科大学研究員等及び客員研究員等に関する規程（昭和47年規程第3号）に基づく研究生
- (2) 藤田医科大学研究員等及び客員研究員等に関する規程に基づく研究員、特別研究員及び客員研究員等のうち、職員番号を割り当てられている者

以上